

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の運営規程

（事業の目的）

第1条 医療生協阿新歯科診療所（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 医療生協阿新歯科診療所
- （2）所在地 岡山県新見市新見 736-2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）歯科医師 1人（常勤 1人、非常勤 人）

居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。

- （2）歯科衛生士 3人（常勤 1人、非常勤 2人）

訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）歯科医師による居宅療養管理指導
水曜日（祝日を除く）
午前9時～12時
- （2）歯科衛生士による居宅療養管理指導
水曜日（祝日を除く）
午前9時～12時

※ただし、国民の休日、12月30日から1月3日、8月13～15日が属する週を除く。

※電話などにより、上記時間以外においても連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2) 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- (4) その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類)

第7条 提供する居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師による居宅療養管理指導
- (2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収することができる。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新見市とする。

(衛生管理)

第10条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第11条 事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(4) 事業者は、適切な居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協阿新歯科診療所が定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

介護保険事業所番号 3331010060 医療生協阿新歯科診療所

居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 居宅療養管理指導事業者（法人）の概要

名称	倉敷医療生活協同組合
代表者名	代表理事 高羽 克昌
所在地・連絡先	(住所) 倉敷市水島南春日町 13-1 (電話) 086-444-4321

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	倉敷医療生活協同組合 阿新歯科診療所
所在地・連絡先	(住所) 岡山県新見市新見 736-2 (電話) 0867-72-8700
介護保険指定事業所番号	3331010060
管理者の氏名	秋山 峰男

(2) 事業所の職員体制

サービス提供管理者	歯科医師	秋山 峰男
従業者の職種	区分	
	常勤	非常勤
歯科医師	1 人	人
歯科衛生士	1 人	2 人

(3) 診療時間

営業日	勤務体制
月・木	8:30 ～ 11:30 / 13:30 ～ 16:00 / 17:30 ～ 20:00
火・金	8:30 ～ 11:30 / 13:30 ～ 16:00
水	8:30 ～ 11:30
土	8:30 ～ 11:30
休業日	水・土曜日午後 日曜日・祝日

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
1 歯科医師が行う 居宅療養管理指導	* 担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な 情報提供を行います。 また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。 * 事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。
2 歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	* 担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

(2) 費用

ア 利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【料金表】

居宅療養管理指導の種類	利用料金						
1 歯科医師が行う 居宅療養管理指導	1 月に2回を限度として（1回あたり） <table> <tr> <td>1 人につき</td><td>5 1 7 円</td></tr> <tr> <td>2 ～ 9 人の場合</td><td>4 8 7 円</td></tr> <tr> <td>1 0 人以上の場合</td><td>4 4 1 円</td></tr> </table>	1 人につき	5 1 7 円	2 ～ 9 人の場合	4 8 7 円	1 0 人以上の場合	4 4 1 円
1 人につき	5 1 7 円						
2 ～ 9 人の場合	4 8 7 円						
1 0 人以上の場合	4 4 1 円						
2 歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	1 月に4回を限度として（1回あたり） <table> <tr> <td>1 人につき</td><td>3 6 2 円</td></tr> <tr> <td>2 ～ 9 人の場合</td><td>3 2 6 円</td></tr> <tr> <td>1 0 人以上の場合</td><td>2 9 5 円</td></tr> </table>	1 人につき	3 6 2 円	2 ～ 9 人の場合	3 2 6 円	1 0 人以上の場合	2 9 5 円
1 人につき	3 6 2 円						
2 ～ 9 人の場合	3 2 6 円						
1 0 人以上の場合	2 9 5 円						

(3) 交通費

訪問するための交通費の実費は、いただいております。

(4) お支払方法

毎月、月初めに前月分の請求をいたしますので、請求書が届き次第お支払ください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 秋山 峰男（所長） ご利用時間 祝日・年末年始及びその他の休業日を除く診療時間内 ご利用方法 電話（0867）72-8700
-------------	--

5 お客様へのお願い

サービス料の際は、介護保険被保険者証を提示してください。

6 個人情報保護法

当事業所従事者または従事者であったものは、正当な理由なく業務上知り得た患者様及びご家族の秘密を漏らしません。

事業所では、患者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で患者様又はご家族の個人情報を用います。